

道路交通法改正（平成21年6月1日以降適用）

～飲酒運転等に対する行政処分の強化～

主な強化の内容

●免許を取り消された場合の免許を受けることのできない期間（欠格期間）の最長を

5年間 から **10**年間に引き上げます。

●酒酔い運転、酒気帯び運転・ひき逃げ等の点数を大幅に引き上げます。

～例えば、酒気帯び運転(0.25以上)(注1)は免許の取消しの対象となります。～

飲酒運転の行政処分の例

(初めてで、他に違反がない場合)

飲酒運転	さらに交通事故を起こすと(注3)	さらにひき逃げをすると
酒酔い運転 取消(欠格期間) 2年→3年	死亡事故 取消(欠格期間) 5年→7年	取消(欠格期間) 5年→ 10年
酒気帯び運転 (0.25以上)(注1) 停止処分90日 ↓ 取消(欠格期間) 2年	死亡事故 取消(欠格期間) 2年→5年	取消(欠格期間) 5年→ 10年
酒気帯び運転 (0.25未満)(注2) 停止期間 30日→90日	2週間のけがを負わせた 停止期間60日 ↓ 取消(欠格期間) 1年	取消(欠格期間) 2年→ 6年

飲酒運転など悪質運転者を「道路上から排除」することが一層強化されることになりました。